

開催都市契約2020の公表について

1 開催都市契約2020

- ・平成25年9月、東京都が2020年大会の開催都市に決定した際に、東京都、IOC、JOCが、大会に向け遵守すべき内容について定めた合意書。平成26年8月、組織委員会が契約に加わる。
- ・守秘義務条項があり、これまで非公表

2 公表までの経緯

平成27年9月

「アジェンダ2020」に基づき、IOCが2024年大会の開催都市契約の雛型を公表

平成28年11月

都政改革本部オリンピック・パラリンピック調査チームから、「IOCの同意を得て開催都市契約を公表すべき」との提言

平成29年5月4日

開催都市契約を公表するための合意書へ全当事者が署名

平成29年5月9日

開催都市契約を公表

3 公表文書

(1) 開催都市契約2020

(2) 併合契約

組織委員会が契約に加わるための合意書

(3) 大会運営要件

開催都市契約に基づく技術的な要件を定めたもの

(4) 付属合意書No. 1

大会運営要件を東京2020大会に適用することについて合意した文書

(5) 付属合意書No. 2

各契約当事者が開催都市契約2020を開示する権利を有することについて合意した文書

開催都市契約 2020 の概要

概 要	・ 基本原則、組織、計画、開催の原則、宿泊施設の体制、競技プログラムの策定など、 1 2 章 8 7 条で構成 ・ 開催都市契約は、オリンピック競技大会の適正な開催に向けて、 I O C、東京都及び J O C の 3 者が平成 2 5 年 9 月に締結 ・ 東京 2 0 2 0 組織委員会が平成 2 6 年 1 月に設立され、平成 2 6 年 8 月、 4 者間で併合契約を締結		
項 目	序文 I.基本原則 1. 大会組織の委任 2. 大会組織委員会の設立 3. 本契約の当事者となる OCOG 4. 開催都市、NOC、および OCOG の連帯の義務 5. 政府およびその他の当局が行ったコミットメントの遵守の保証 6. テクニカルマニュアル、指針およびその他の指示の内容の変化 7. 保証、表明、声明およびその他のコミットメント 8. 従前からの合意の無効化 9. IOC に対する請求の補償と権利放棄 10. 開催都市および／または NOC および／または OCOG による財務関連契約 11. オリンピック ID 兼ア kred i t e i t i o n カード、オリンピック関連業務での開催国での労働 12. 一定の人物、物品、動物に関する入国手続 13. OCOG および NOC に提供される利益と権利 14. IOC の裁量による拠出金 15. IOC 総会とその他の会議の開催に関する責任 II.計画、組織、開催の原則 16. 大会の計画、組織および運営 17. 契約の効力 18. オリンピズムと大会の推進、オリンピック停戦と平和 19. 矛盾するコミットメントまたは活動の禁止 20. 移動、輸送 21. 持続可能な発展、環境保護 22. ルック・オブ・ザ・ゲーム（大会外観） 23. 警備 24. 保健サービス、ドーピング・コントロール、アンチドーピングに関する政府の協力支援の保証 25. OCOG プログレスレポート（進捗状況報告書） 26. 調整委員会 27. 大会の情報および知識管理(ナレッジ・マネジメント) 28. 大会に関する情報遺産、大会終了時の OCOG の IOC への報告と責任	III.宿泊施設の体制 29. オリンピック選手村 30. メディアの宿泊 31. 資格認定を受けた人々の宿泊 32. 一般的な価格管理 IV.競技プログラムの策定 33. 競技プログラム、大会開催日程 34. 各競技のテクニカルスタンダード 35. オリンピック会場 V.文化プログラムおよび開催都市の活動の策定 36. 文化プログラムおよび開催都市における活動 VI.セレモニー、聖火と聖火リレー、メダルと賞状 37. セレモニーのシナリオ 38. オリンピック聖火と聖火リレー 39. セレモニーにおける権利とパフォーマンス 40. メダルと賞状 VII.知的財産権に関連する事項 41. 大会に関する IOC の独占的権利、条件付での権利の移転 42. オリンピック・シンボル、エンブレム、マスコットの法的保護 43. 芸術的作品、知的作品、その他作品の財産権 VIII. 財務上および商業上の義務 44. 剰余金の分配 45. 財務報告 46. 入場チケット、流通システム 47. 会場における宣伝、広告、その他の商業的活動 48. 出版物 49. マーケティング・プログラム 50. 税金 51. 一般留保資金、約定損害賠償金、違反の際 IOC が留保および相殺を行う権利 52. 各国の国内オリンピック委員会に代わり IOC が行う支払い IX.大会のメディア報道 53. 放送契約 54. 大会放送用の施設およびサービス 55. プレス用施設とサービス 56. オリンピック大会公式映画	57. インターネットとモバイル・プラットフォーム 58. その他あらゆる形態のメディアとコミュニケーション X.その他の義務 59. 開催都市、NOC または OCOG によるプレスリリースの発行 60. 保険 61. 賭博 62. 料金表価格 63. パラリンピック競技大会 64. 技術 65. オリンピック競技結果（リザルト）と情報サービス XI.解除 66. 契約の解除 XII.その他 67. 本契約の不可欠な部分を形成するテクニカルマニュアルの概要 68. 開催都市、NOC および／または OCOG の費用負担による義務履行 69. IOC による委任 70. 開催都市、NOC または OCOG による譲渡 71. 予測できない、または不当な困難 72. 法の制定、改正、発効 73. 当事者の関係、 74. OCOG およびオリンピック・ファミリー間の争議解決 75. 使用言語 76. オリンピック憲章 77. 署名者の権限 78. 見出し 79. 副本 80. 解釈 81. 優先順位 82. 権利の不放弃 83. 条項の執行不能 84. 第三受益者ではないこと 85. 秘密保持 86. 追加文書：委任状 87. 準拠法と争議の解決：免除特権の放棄

